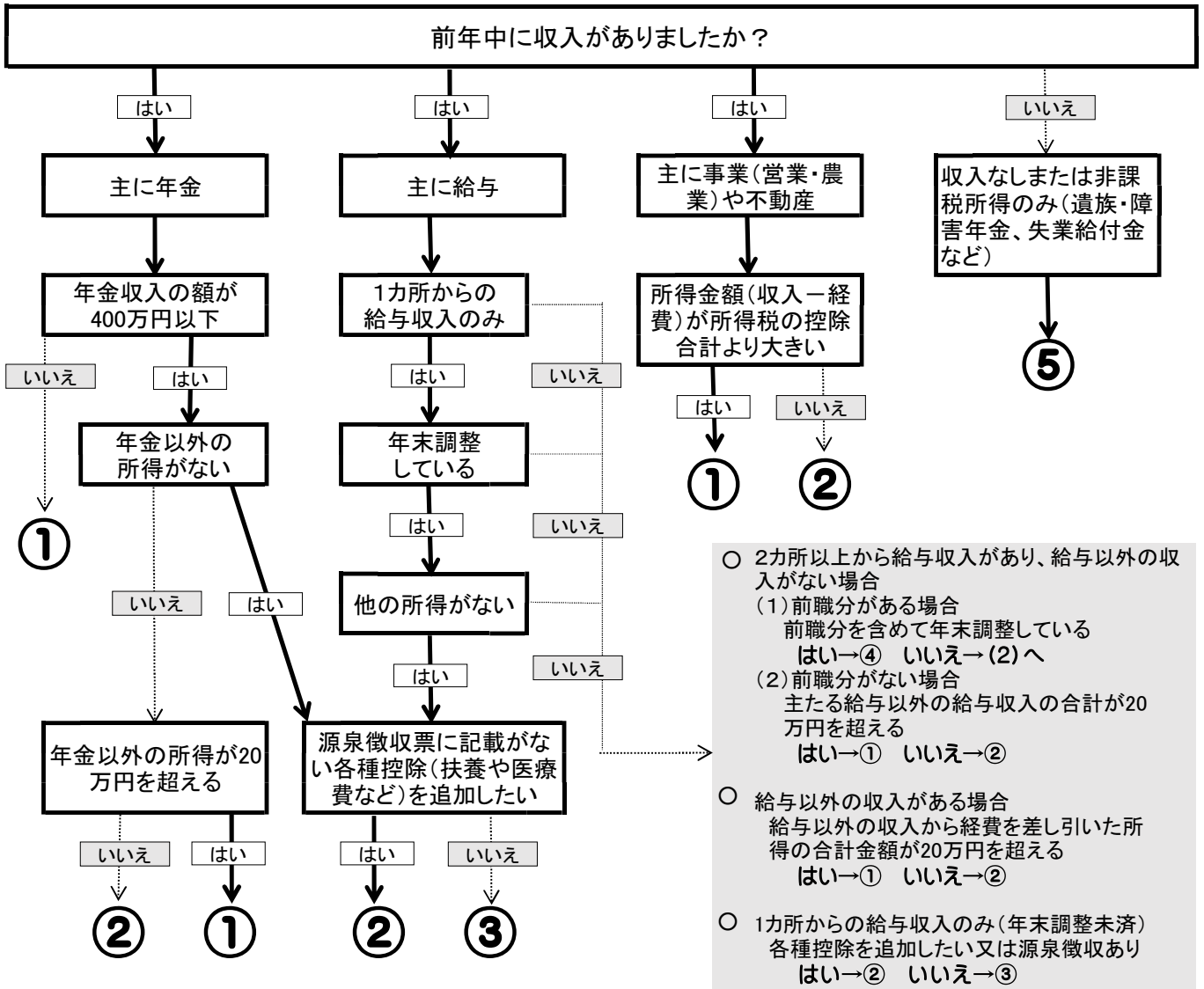


# 申告の必要があるかどうか迷ったら

フローチャートは一般的な例であり、個々の状況により異なる場合があります。参考としてお使いください。  
 ここでいう所得とは、収入から経費を差し引いた利益のことです（給与・年金の場合は所得控除を差し引いた額）。



<b>①</b>	所得税の確定申告が必要です。	所得税の確定申告書を提出すれば、市県民税の申告は必要ありません。
<b>②</b>	市県民税の申告が必要です。	ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
<b>③</b>	所得税の確定申告、市県民税の申告は必要ありません。	
<b>④</b>	所得税の確定申告、市県民税の申告は必要ありません。	ただし、源泉徴収票に記載がない控除(扶養や医療費など)を追加することで、所得税が還付されたり、次年度の市県民税が減額となる場合があります。
<b>⑤</b>	所得税の確定申告、市県民税の申告は必要ありません。	ただし、市県民税の申告をしないと所得課税証明書の発行ができません。また、国民健康保険料などの軽減が受けられない場合があります。